

# 令和4年度理事役・支部長等会議開催

## 1 全般

東京都隊友会は、令和4年12月11日(日)1330から、ホテルグランドヒル市ヶ谷で、令和4年度第2回理事役・支部長等会議を、構成員(理事役、監事役、支部長、顧問、参与)62名中42名の参加を得て適法に成立し、会費等の配分に関する件や事務局に新たな担当者を設置する議案に関し、白熱した議論が展開され、議案は何れも可決された。

その後、各種報告連絡事項に関する説明がなされ、1600には閉会となった。

## 2 会長挨拶

会議に先立ち会長が挨拶し、今次会議の議題に関する以下の背景的事項の説明があった。

### (1) 隊友会の財務問題

- ・ 慢性的赤字の原因は、会費制度の問題
- ・ 財務状況改善のためには、支出の削減と収入の増大が必要

### (2) ボランティア組織としての隊友会

- ・ 会員、特に支部長は時間と体力・能力を無償で提供し、金銭の負担をしている場合も
- ・ 都隊友会事務局の職務の分掌と規則制定(特に職務形態と処遇)を議論する必要

### (3) 引越見積支援事業

- ・ 本事業は、隊友会本部が行っている収益事業
- ・ 隊友会に対するメリットは、隊員のメリットを前提に収益事業として歓迎するが、収益金額については今後の推移を見守る必要

### (4) 結 言

- ・ 第1号議案でA案を提案しているのは、10年前納会員の一般会員への継続問題、収益事業の推移、新聞の段階的値上げの影響等を見ると言う総合的な話とし、その場しのぎの弥縫策(びぼうさく)と言われても、困ったところに対策を打つという考え
- ・ 継続的な検討と財務状況の変化に基づく現実的な改正、適正化の努力の継続が必要

## 3 議長には、湖崎隆副会長が選任され、開会を宣言の後審議に入った。

審議に先立ち、議事録確認者として、笈典男理事役及び中里眞朗理事役が選任された。

## 4 議決事項

### (1) 第1号議案 支部と都事務局間における会費等徴収・配分要領の検討

議長は、事務局(宮本理事役)に説明を求めた後、当議案の結論として、A案「当面、現状の会費等徴収・配分要領を継続する。この際、運営が困難な支部へは、所要の経費を配分することとし、今後の状況の変化に応じて、必要に応じて2年後に見直しを実施する。」

を議場に諮ったところ、賛成多数(33名)をもって承認された。

なお、審議の過程で、議場から以下の発言があった。

- ① 前納会費制度に変わっても寄附金無しでは運営出来ない制度は疑問
- ② 前納会費制度のもと、都で収納している前納分を支部へ配分の必要性
- ③ 前納会員在籍率等の統計要領や対象年度がコロナ禍であったのは不適切
- ④ 前納会費を新聞配送費用に充当の是非
- ⑤ B案の場合、都の運営に与える影響
- ⑥ 運営が困難になった支部の会員が、直轄会員へ移行する場合の基準

## (2) 第2号議案 都隊友会事務局組織の検討

議長は、事務局長に説明を求めた後、当議案の結論として

- ① 都隊友会として、新たな事業等実施に当たり、当該業務を実施する担当者(部隊担当者)を配置すると共に、活動に必要な交通費や器材の助成を行う。
- ② この際、当該業務を実施した担当者に日当を支給する。
- ③ 「交通費や日当等の経費助成の細部については別に定め、都の収益状況を考慮して毎年度見直し、年度事業計画で示す」

ことを順次議場に諮ったところ、賛成多数(33名)をもって承認された。

なお、審議の過程で、議場から以下の発言があった。

- ① 引越見積支援事業は、自衛隊がやるべきで、問題発生時の責任を隊友会は取れるのか。  
⇒ これに対して、会員から隊員個人の引越し業務を、例えば(駐屯地等業務隊)厚生課が実施することはできないとの指摘があった。また、既に事業を実施している会員から、(都)隊友会が責任を取るような状況はあり得ないとの発言があった。
- ② 部隊担当者の活動対象駐屯地・基地の分担はどうなるのか。
- ③ 担当者が指定された以降の、支部のこれら事業への関わり方はどうなるのか。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は午後3時15分に閉会を宣した。

## 5 連絡報告依頼事項等

事務局から各種報告連絡事項等の説明があった。

(細部略)

